

**【表紙】**

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 1月17日
【報告者の名称】	エレマテック株式会社
【報告者の所在地】	東京都港区三田三丁目 5番27号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5番27号 住友不動産三田ツインビル西館25階
【電話番号】	03(3454)3526（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員 磯上 篤生
【縦覧に供する場所】	エレマテック株式会社 （東京都港区三田三丁目 5番27号 住友不動産三田ツインビル西館25階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 豊田通商株式会社

所在地 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目9番8号（センチュリー豊田ビル）

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年1月16日開催の取締役会において、豊田通商株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記(2)「本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当該取締役会における決議に参加した取締役及び同取締役会に出席した監査役については、下記(5)「利害関係を有しない取締役全員の承認と監査役の意見」をご参照下さい。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社は、公開買付者との間で、平成23年8月1日付で、公開買付者が当社の議決権の過半数を取得し、両社の事業上の提携等を行うことで、両社のシナジーを実現し、それぞれの企業価値を向上させることを目的として資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。本資本業務提携契約の内容につきましては、下記「本資本業務提携契約の概要」をご参照下さい。）を締結いたしました。公開買付者は、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等を条件として本公開買付けを実施することを予定しておりましたが、今般、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了したことを受けて、本資本業務提携契約に定める公開買付者が公開買付けを開始する条件が充足されたことを確認し、当社の議決権の過半数を取得することを目的として、本公開買付けを平成24年1月17日より開始することにしたとのことです。

本公開買付けにおいては、当社株式10,441,500株（当社が平成23年11月11日付で提出した第66期第2四半期に係る四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数21,152,473株から当社の平成23年10月31日付平成24年3月期第2四半期決算短信に記載された平成23年9月30日現在当社が保有する自己株式数678,858株を除いた株式数20,473,615株に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして51.00%（小数点以下第三位四捨五入。以下、保有割合の計算において同様です。）に相当する数となります。）が買付予定数の上限として設定されております。そのため、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行われず、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済が行われる予定です。他方、買付予定数の下限は設定されておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,441,500株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けが行われる予定です。

また、単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って、株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

当社は、昭和22年4月に電気絶縁材料等の販売を目的に「高千穂電気株式会社」として設立された独立系エレクトロニクス商社で、現在は、液晶、携帯電話、TV向け等のカスタマイズした電気・電子材料等の販売を行っております。顧客数約4,800社、仕入先数約4,600社と幅広い営業基盤を持ち、国内外56拠点のネットワークを生かし、日本国内及び中国アジア地域を主に、北米及び東欧でもビジネスを展開しております。また、平成21年10月に、従来手薄であった関西系顧客をメインとする大西電気株式会社との合併により「エレマテック株式会社」に社名変更し、その経営基盤をより強固なものに固めております。一方、当社の主要顧客である日系エレクトロニクスメーカーは、グローバルな競争に勝ち抜く製品を製造するために、より高性能な部材の調達を行い、さらに、組み立てコストと輸送コストを掛け合わせた最適な製造拠点を確保する等の施策を次々に行っております。そのような状況下において、当社としても、より高度化していく顧客の様々な要望にこたえるため、そして、海外エレクトロニクスメーカーや海外EMSメーカーへの販売を拡大する上で、迅速かつ効率的なグローバル展開、商品提案力の強化、商権を獲得するための投融資等の施策をタイムリーに行っていく必要性を強く認識し、これらを早期に実現し得る新たなビジネスパートナーを探しておりました。また、高度なエレクトロニクス化が進んでいる自動車業界は、当社にとって大きな成長分野であることから、そこにいち早くビジネスを展開していく必要性も強く認識しておりました。

公開買付者は、昭和23年に「日新通商株式会社」として設立され、トヨタグループの商社として自動車関連事業を中心に着実に成長を遂げてまいりました。平成18年には自動車分野以外の多彩な事業展開を背景に幅広い顧客層を持つ総合商社の株式会社トーメンと合併し、両社のシナジーを最大限に発揮しながら、総合商社として幅広い事業分野で豊かな社会の実現に向けた取り組みを展開しております。中でも重要な戦略事業の一つに位置付けているエレクトロニクス分野では、半導体代理店ビジネスをメインとする株式会社トーメンエレクトロニクス（東京証券取引所市場第一部上場）、株式会社トーメンデバイス（東京証券取引所市場第一部上場）及び株式会社豊通エレクトロニクス（非上場、100%子会社）、電子部品ビジネスをメインとする株式会社トムキ（非上場、100%子会社）など電子デバイス取扱いグループ会社を有し、電子デバイス関連事業において連結ベースで約4,500億円（平成23年3月期ベース）の売上規模を誇っており、電子デバイス商社グループとしては日本では最大手のプレーヤーです。また、システム構築及びシステムインフラ構築を担当する株式会社豊通シスコムや、携帯電話端末販売を担当する株式会社TDモバイルなどのグループ会社を含めると、売上規模約5,500億円となり、エレクトロニクス関連事業は公開買付者の中核事業分野の一つとなっております。これまで、公開買付者グループのエレクトロニクス関連事業は、半導体・電子部品関連事業をメインとして、日系電機セットメーカーや日系自動車メーカーの成長とともに取扱いを拡大してきました。一方で、公開買付者グループの長期経営方針である、自動車分野で培った機能、ノウハウを横展開することにより、自動車分野以外の事業とのシナジーを創出し「第2、第3の柱」を育成・確立するという方針に従い、今後の新たな価値創造とさらなる飛躍に向けて半導体・電子部品関連のみならず、他のエレクトロニクス関連事業でのさらなる事業の拡大が必要と考えております。元来、技術革新のスピードが速く、顧客ニーズが多様化しているエレクトロニクス業界では、昨今の世界経済の急激な変動の中で、情勢の変化が一層加速しております。このような状況の中で、公開買付者グループにおいては、公開買付者グループに当社を迎え入れ、業務提携を行うことで営業面でのシナジーが期待できると考え、当社との間で、平成23年4月頃から資本及び業務提携について具体的な協議を開始し、その後継続してまいりました。その結果、当社が、公開買付者グループと関係が深い自動車関連、アミューズ関連及び半導体関連向けの拡販を今後の成長戦略としていることから、公開買付者グループとのシナジー効果が高く、さらに両社は取扱い製品及び販売ルートに関する強い補完関係を有し、技術や人材の交流によりお互いの強みを生かすことで、顧客へのサービスの拡充を図ることが可能であるとの共通認識に至りました。

そして、上記協議を通じ、当社が当面の間上場会社としての地位を継続し、上場会社として経営の自主性を維持する意向があることを勘案しつつ、公開買付者及び当社双方の企業価値の向上を図ることを目的として、平成23年8月1日付で、本公開買付けの実施を前提とした本資本業務提携契約を締結いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対し、当社株式の算定を依頼し、公開買付者は野村證券より平成23年8月1日に受領した株式価値算定書を参考にしたとのことです。そして、公開買付者は、かかる算定書の結果に加えて、当社に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募株券等の数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社並びに下記(6)「公開買付者と当社株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載の公開買付応募契約の相手方である櫻井恵氏、株式会社エスプランニング（以下「エスプランニング」といいます。）及び大西俊一氏との協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者が当社株主に対して当社の株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成23年8月1日開催の取締役会において本公開買付価格を1株当たり1,540円と決定したとのことです。その後、公開買付者は、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了したことを受けて、

本資本業務提携契約に定める公開買付者が公開買付けを開始する条件が充足されたことを確認し、当社の議決権の過半数を取得することを目的として、本公開買付価格をもって本公開買付けを平成24年1月17日より開始することにしたとのことです。なお、公開買付者は、野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を受領していないとのことです。

#### 本資本業務提携契約の概要

当社と公開買付者は、本資本業務提携契約において、大要以下の事項等について合意しております。

- ( ) 業務提携
  - ・公開買付者及び当社は、相互にビジネスパートナーとして、販売チャネルの共有、物流機能の活用・集約、技術・ノウハウの相互提供、共同研究及び人材交流の分野における業務提携を協議する。
  - ・公開買付者及び当社は、本公開買付け成立後、業務提携の具体的な内容を検討するため、共同で「業務提携に関する委員会」を設置の上、業務提携の具体化について協議する。
- ( ) 当社の賛同
  - ・当社は、本公開買付けの決済が終了するまでの間、本公開買付けに賛同し、株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しない。但し、(a)第三者による当社株式を対象とする公開買付けの実施その他本公開買付け又は公開買付者による当社の議決権の過半数の取得と競合・矛盾・抵触し又はそのおそれのある行為に関する提案又は勧誘を当社が受けた場合、又は(b)第三者が当社株式を対象とする公開買付けを開始した場合において、上記義務を履行することが当社の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成する可能性が高いと当社の取締役が合理的に判断するときは、この限りでない。
- ( ) 本公開買付けの実施
  - ・公開買付者は、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等の条件が充足された場合、本公開買付けを実施する。
  - ・公開買付者が本公開買付けにより当社の議決権の過半数を取得できなかった場合において、公開買付者が当社の議決権の過半数を取得するため当社株式の追加取得を行うことを希望する場合、公開買付者及び当社は、その方策について協議し、当社は公開買付者が当社の議決権の過半数を取得できるよう最大限協力する。
- ( ) 本公開買付け後の経営体制
  - ・公開買付者及び当社は、当社が、本公開買付け成立後最初に開催される定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）より5年の間、本資本業務提携契約締結時点の取締役のうち取締役在任中の取締役から当社の代表取締役社長1名を選出する意向を有していること、及び、公開買付者が、合理的な理由がある場合を除き、当該期間かかる意向に協力する意思があることを相互に確認する。
  - ・公開買付者は、本公開買付け成立後、(a)公開買付者の当社に対する議決権比率が当社株式の追加取得等によるものも含めて40%以上の場合、当社の取締役の過半数（当面の間、常勤取締役1名を除き、非常勤取締役とする。）及び非常勤監査役の1名を、(b)公開買付者の当社に対する議決権比率が当社株式の追加取得等によるものも含めて40%未満の場合、当該議決権比率に応じた数（但し、1名を下回らない数とする。）の当社の取締役（常勤取締役1名を除き、非常勤取締役とする。）及び非常勤監査役1名を指名することができるものとする。
  - ・当社は、本定時株主総会及びその後の株主総会において、公開買付者が指名する者を取締役候補者とする取締役選任議案及び公開買付者が指名する者を監査役候補者とする監査役選任議案を上程するものとし、かかる議案が全て承認可決されるよう最大限努力する。
  - ・本公開買付けが成立した場合、当社は、公開買付者の関係会社として、一定の事項（定款変更、剰余金の配当、資本金の変更、合併等の組織再編、公開買付者の議決権割合又は持株割合を希釈化させるおそれのある行為等）について、公開買付者の事前の書面による承諾を取得し、公開買付者との間で事前に協議し、又は、公開買付者に対して報告・情報提供をする。
- ( ) 上場維持
  - ・公開買付者は、本公開買付け成立後当面の間、合理的な理由がある場合を除き、当社の上場維持に関して当社の取締役の意向を尊重する。
- ( ) 公開買付者保有株式
  - ・公開買付者は、その保有する当社株式の全部又は一部について、第三者（公開買付者の子会社又は関連会社を除く。）への譲渡、又は質権若しくは譲渡担保権その他の担保権の設定等の処分をしようとする場合には、予め当社と誠実に協議する。

#### 本公開買付けに関する意見の根拠

本公開買付価格である1株当たり1,540円は、公開買付者及び当社が本資本業務提携契約の締結に係る公表をした平成23年8月1日の前営業日である平成23年7月29日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値1,097円に対し

て40.4%（小数点以下第二位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様です。）、過去1ヶ月間（平成23年6月30日から平成23年7月29日まで）の当社株式の終値の単純平均値1,149円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）に対して34.0%、過去3ヶ月間（平成23年5月2日から平成23年7月29日まで）の当社株式の終値の単純平均値1,069円に対して44.1%、過去6ヶ月間（平成23年1月31日から平成23年7月29日まで）の当社株式の終値の単純平均値1,093円に対して40.9%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。なお、本公開買付価格である1株当たり1,540円は、本報告書提出日の前営業日である平成24年1月16日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値1,281円に対して20.2%のプレミアムを加えた金額となります。

当社は、本資本業務提携契約に定めた本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ、公開買付者及び当社の関連当事者に該当しないフィナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より当社の株式価値算定書を平成23年7月29日付で受領しております（以下、当該株式価値算定書を「7月株式価値算定書」といいます。）。なお、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本公開買付価格が財務的見地から当社にとって妥当である旨の意見書を取得しておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券が7月株式価値算定書において当社株式の価値分析に用いた手法は、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、7月株式価値算定書において分析された当社株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

- (a) 市場株価法 : 1,069円～1,149円
- (b) 類似会社比較法 : 1,241円～1,459円
- (c) DCF法 : 1,431円～1,593円

市場株価法では、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表をした日の前営業日である平成23年7月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の、直近6ヶ月間の終値平均値1,093円、直近3ヶ月間の終値平均値1,069円、直近1ヶ月間の終値平均値1,149円、及び基準日終値1,097円を基に、当社株式の1株当たりの価値は、1,069円～1,149円と分析しております。

類似会社比較法では、当社と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定し、これにより当社株式の1株当たりの価値は、1,241円～1,459円と分析しております。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、当社の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、これにより当社株式の1株当たりの価値は、1,431円～1,593円と分析しております。

また、当社の取締役会での検討及び意思決定に際しては、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、必要な法的助言を受けております。

当社は、7月株式価値算定書の内容及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成23年8月1日に当社取締役会（取締役5名中、櫻井恵氏と大西俊一氏を除いた取締役3名が出席）を開催し、本公開買付けの諸条件について検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの諸条件、資本業務提携による公開買付者グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、本公開買付けは当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させると考えられることから、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けの実施に賛同する旨、及び、本公開買付価格は当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けが実施された場合には当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することとしたい旨を、当該審議及び決議に参加した当社取締役3名の全員一致で決議いたしました。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、本公開買付けが実施された場合には当社取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べておりません。

その後、当社は、本公開買付けに関する意見の内容を検討するにあたって、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表から5ヶ月以上の期間が経過し、その後の市場環境等の変化を考慮する必要があること並びに平成23年10月17日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び平成23年10月31日付平成24年3月期第2四半期決算短信により公表された当社の平成23年度の業績予想修正の影響を考慮する必要があることから、本公開買付価格の適正性を改めて判断するため、その参考資料として三菱UFJモルガン・スタンレー証券より株式価値算定書を平成24年1月13日付で受領しております（以下、当

該株式価値算定書を「1月株式価値算定書」といいます。)。なお、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本公開買付価格が財務的見地から当社にとって妥当である旨の意見書を取得しておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券が1月株式価値算定書において当社株式の価値分析に用いた手法は、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法であり、1月株式価値算定書において分析された当社株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

- (a) 市場株価法 : 1,069円～1,149円
- (b) 類似会社比較法 : 1,215円～1,520円
- (c) DCF法 : 1,491円～1,649円

市場株価法では、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表を通じ、本公開買付けの実施を実質的に織り込む内容で当社の株価が上昇したと考えられることを踏まえ、かかる公表による影響を受ける直前の営業日である平成23年7月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の、直近6ヶ月間の終値平均値1,093円、直近3ヶ月間の終値平均値1,069円、直近1ヶ月間の終値平均値1,149円、及び基準日終値1,097円を基に、当社株式の1株当たりの価値は、1,069円～1,149円と分析しております。

類似会社比較法では、当社と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定し、これにより当社株式の1株当たりの価値は、1,215円～1,520円と分析しております。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、当社の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、これにより当社株式の1株当たりの価値は、1,491円～1,649円と分析しております。

また、当社の取締役会での検討及び意思決定に際しては、アンダーソン・毛利・友常法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、必要な法的助言を受けております。

当社は、1月株式価値算定書の内容及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成24年1月16日にも当社取締役会（取締役5名中、櫻井恵氏と大西俊一氏を除いた取締役3名が出席）を開催し、本公開買付けに関する諸条件について、改めて慎重に検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けは本資本業務提携契約に基づく資本提携の一環であり、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させ、今後の当社の成長に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けの実施に賛同するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議いたしました。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、当社取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べておりません。

なお、当社の取締役のうち、代表取締役会長である櫻井恵氏及び代表取締役副会長である大西俊一氏は、公開買付者との間で公開買付応募契約をそれぞれ締結しているため、利益相反防止の観点から、本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

### (3) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由

当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限（10,441,500株）を設定しておりますので、本公開買付け後の公開買付者の当社株式の所有株式数は、最大で10,441,500株（保有割合にして51.00%）にとどまる予定です。本公開買付けは当社の上場廃止を企図したものではありません。当社及び公開買付者は、本公開買付けの成立後においても、当面の間、当社の株式の上場を維持する方針を両社の共通認識としております。

### (4) 本公開買付け後の、当社の株券等をさらに取得する予定の有無、理由、内容

公開買付者は、当社の議決権の過半数を取得することを企図しており、本公開買付けによりその目的を達した場合には、現時点で、本公開買付け後に当社の株券等の追加取得を行うことは予定していないとのことです。また、公開買付者が本公開買付けにより当社の議決権の過半数を取得できなかった場合において、公開買付者が当社の議決権の過半数を取得するため当社株式の追加取得を行うことを希望する場合、当社及び公開買付者は、その方策について協議する予定です。

### (5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として上記(2)「本公開買付けに関する意見の根拠」に記載のとおり、本公開買付け価格の適正性を判断するにあたり、その参考資料として当社及び公開買付者から独立したフィナン

シャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券より7月株式価値算定書及び1月株式価値算定書を受領しております。なお、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本公開買付価格が財務的見地から当社にとって妥当である旨の意見書を取得していません。

#### 独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会での検討及び意思決定に際しては、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、必要な法的助言を受けております。

#### 利害関係を有しない取締役全員の承認と監査役の見解

当社は、7月株式価値算定書の内容及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成23年8月1日に当社取締役会（取締役5名中、櫻井恵氏と大西俊一氏を除いた取締役3名が出席）を開催し、本公開買付けの諸条件について検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの諸条件、資本業務提携による公開買付者グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、本公開買付けは当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させると思われることから、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けの実施に賛同する旨、及び、本公開買付価格は当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けが実施された場合には当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することとしたい旨を、当該審議及び決議に参加した当社取締役3名の全員一致で決議いたしました。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、本公開買付けが実施された場合には当社取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べておりません。

加えて、当社は、平成23年8月1日付「豊田通商株式会社およびエレマテック株式会社の資本業務提携契約締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表から3ヶ月以上の期間が経過し、その後の市場環境等の変化を考慮する必要があること並びに平成23年10月17日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び平成23年10月31日付平成24年3月期第2四半期決算短信により公表された当社の平成23年度の業績予想修正の影響を考慮する必要があることから、平成24年1月16日にも当社取締役会（取締役5名中、櫻井恵氏と大西俊一氏を除いた取締役3名が出席）を開催し、本公開買付けに関する諸条件について、改めて慎重に検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けは本資本業務提携契約に基づく資本提携の一環であり、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させ、今後の当社の成長に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けの実施に賛同するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議いたしました。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、当社取締役会が本公開買付けの実施に賛同するとともに当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べておりません。

なお、当社の取締役のうち、代表取締役会長である櫻井恵氏及び代表取締役副会長である大西俊一氏は、公開買付者との間で公開買付応募契約をそれぞれ締結しているため、利益相反防止の観点から、本資本業務提携契約の締結及び本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加していません。

#### (6) 公開買付者と当社株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、公開買付者から、公開買付者は、当社の代表取締役会長である櫻井恵氏（保有株式数2,035,808株、保有割合にして9.94%）及び同氏の資産管理会社であるエスプランニング（保有株式数1,812,592株、保有割合にして8.85%）との間で、並びに当社の代表取締役副会長である大西俊一氏（保有株式数624,980株、保有割合にして3.05%）との間で、平成23年8月1日付でそれぞれ公開買付応募契約書を締結し、櫻井恵氏については1,635,808株（保有割合にして7.99%）、エスプランニングについては1,812,592株（保有割合にして8.85%）、大西俊一氏については424,980株（保有割合にして2.08%）を、それぞれ本公開買付けに応募する旨合意しているとの連絡を受けております。また、公開買付者は、櫻井恵氏の配偶者及びその子（保有株式数の合計71,000株、保有割合にして合計0.35%）、並びに大西俊一氏の配偶者（保有株式数215,600株、保有割合にして1.05%）から、その所有する当社株式の全部を本公開買付けに応募する旨の差入証をそれぞれ得ており、よって、合計4,159,980株（保有割合にして合計20.32%）について、当社の株主との間で本公開買付けに応募する旨合意していることとなるとのことです。

#### 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
櫻井 恵	代表取締役会長		2,035,808	20,358

大西 俊一	代表取締役副会長		624,980	6,249
権藤 慎司	代表取締役社長		291,440	2,914
加藤 潤	取締役副社長執行役員	社長補佐	51,100	511
磯上 篤生	取締役副社長執行役員	管理・経理担当	22,000	220
平賀 幸一	監査役（常勤）		-	-
水上 洋	監査役		-	-
関 聡介	監査役		-	-

（注）所有株式数及び議決権数は、本報告書提出日現在のものです。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

当社は、平成19年6月22日開催の第61回定時株主総会において「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、翌平成20年6月20日開催の第62回定時株主総会においてこれを更新しました。同買収防衛策は、平成23年6月17日開催の第65回定時株主総会の終結時をもってその有効期間が満了したものの、有効期間満了前に行われた大規模買付行為の提案に対しては引き続き同買収防衛策が適用されますが、本公開買付けに関しては、平成23年8月1日開催の当社取締役会においてこれを承認し、本公開買付けが、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しております。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上